

クリーニング所 開設の手引き

令和6年2月



大津市保健所 衛生課

目次

- はじめに、一般的な手続きの流れ・・・・・・・・・・ p1
- 各種届出等の方法について・・・・・・・・・・ p2～p4
- クリーニング所の構造設備等について（例）・・・・ p5～p6
- クリーニング所の衛生措置等の基準表について・・・・ p7
- 各種届出書等の様式について・・・・・・・・・・ p8～p20

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2 階

TEL：077-522-7372

FAX：077-522-7373

はじめに

クリーニング所を開設するときは、事前に保健所に届出を行い、施設がクリーニング業法等で定められている構造設備の基準に適合することの検査確認を受ける必要があります、検査確認を受けなければクリーニング所を営業することはできません。

なお、クリーニング所を開設しないで、車両を用いて洗たく物の受取及び引渡しを行う形態の店舗（無店舗取次店）については、検査確認を受ける必要はありませんが、営業を開始する前に届出を行う必要があります。

1 クリーニング業とは・・・

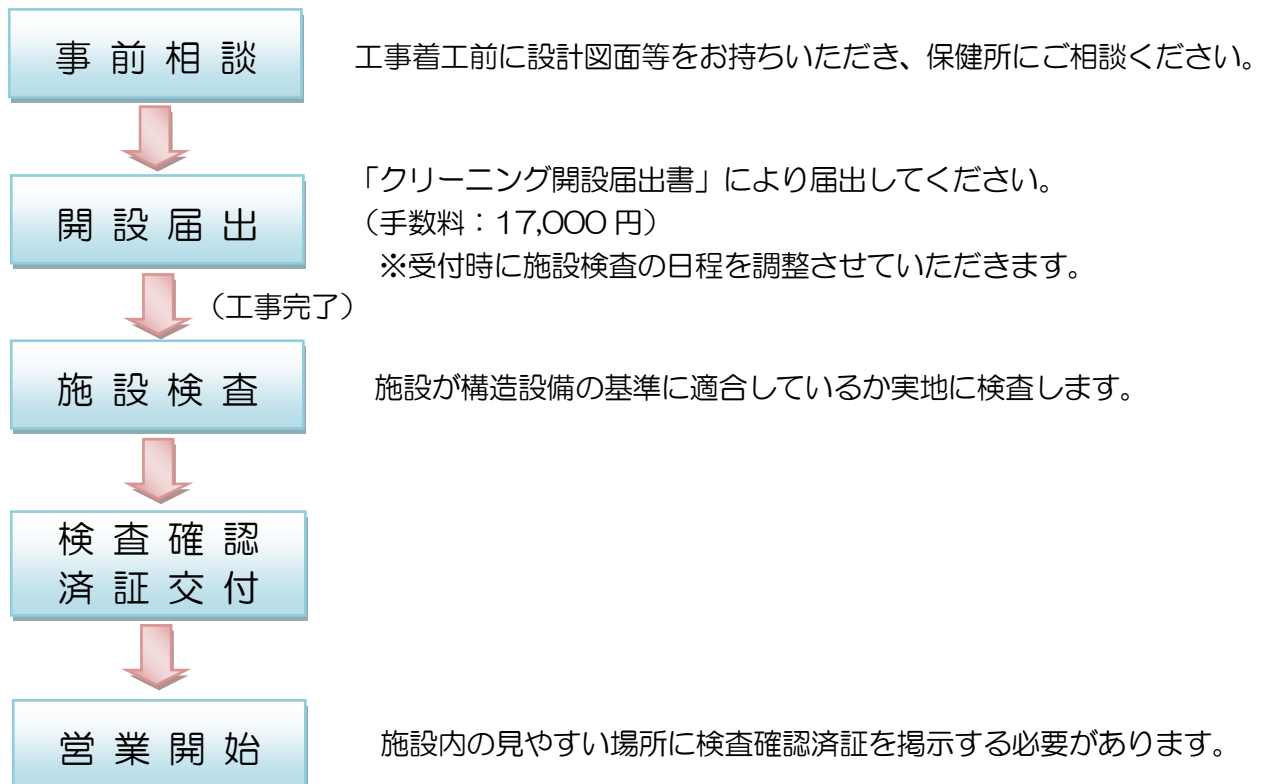
クリーニング業とは、「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすること」と定義されているため、衣類のみでなく、シーツやカーテン、絨毯、床マット、おしぼり、化学雑巾、モップ等の洗たくもクリーニング業の対象となります。なお、原型のまま洗たくすることがクリーニング業の要件となっているので、着物の洗い張りのようなものは含まれません。

また、クリーニング行為には水洗いやドライクリーニングのみでなく、受取、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡等といった一連の行為も含まれ、このような行為を一部だけを行う場合も、検査確認を受ける必要があります。

2 クリーニング所について

クリーニング所は、一般クリーニング所と洗たく物の処理をせず受取及び引渡しのみを行う取次所があり、一般クリーニング所には、クリーニング師を設置する必要があります。

1. 一般的な手続きの流れ



2. 開設の届出（新規）

クリーニング所を開設しようとするときは、保健所に届出を行い、検査確認を受ける必要があります。

【届出に必要なもの】

○検査手数料（17,000 円）

○クリーニング所開設届出書（様式第1号）

○添付書類

- ・ クリーニング所の位置図、平面図及び設備の配置図

《一般クリーニング所の場合》

- ・ **クリーニング師の免許証**の写し

《他にクリーニング所等を開設している場合》

- ・ 他に開設しているクリーニング所又は無店舗取次店の名称、所在地（無店舗取次店の場合は、車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号）、従事者数及びクリーニング師を設置している場合は、その者の氏名を記載した書面（※p10 様式参照）

3. 無店舗取次店営業の届出（新規）

無店舗取次店の営業を行おうとするときは、保健所に届出を行う必要があります。（手数料なし。）

【届出に必要なもの】

○無店舗取次店営業届出書（様式第2号）

○添付書類

《他にクリーニング所等を開設している場合》

- ・ 他に開設しているクリーニング所又は無店舗取次店の名称、所在地（無店舗取次店の場合は、車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号）、従事者数及びクリーニング師を設置している場合は、その者の氏名を記載した書面（※p10 様式参照）

4. 変更の届出

保健所に届出している事項に変更が生じたとき（施設の名称が変わったとき、開設者の住所や氏名が変わったとき、施設の構造設備を変更したとき（軽微なものに限る。）、クリーニング師を変更したとき等）は、すみやかにその旨を保健所に届出する必要があります。

ただし、次の6～8による承継の場合を除き開設者を変更するときは、新たに検査確認を受ける必要があります。

【届出に必要なもの】

○クリーニング所（変更・廃止）届出書（様式第3号）

○添付書類

≪開設者の氏名、施設名称等の変更の場合≫

- ・ クリーニング所検査確認済証（後日、書換え済の検査確認済証を交付します。）
⇒クリーニング所検査確認済証を紛失している場合は、紛失届を添付する。

≪開設者の氏名、法人名、代表者の変更の場合≫

- ・ 戸籍謄本や法人の登記事項証明書等の変更したことを証する書面の写し

≪構造設備の変更の場合≫

- ・ クリーニング所の構造及び設備を明らかにした図面
- ・ クリーニング所の構造及び設備の概要等（開設届出書の裏面）

≪クリーニング師の変更の場合≫

- ・ **クリーニングの師免許証**の写し

5. 廃止の届出

クリーニング所を廃止したときは、すみやかにその旨を保健所に届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○クリーニング所（変更・廃止）届出書（様式第3号）

○添付書類

- ・ クリーニング所検査確認済証
⇒クリーニング所検査確認済証を紛失している場合は、紛失届を添付する。

6. 譲受による承継の届出

クリーニング所等の検査確認を受けた営業者から、譲受により営業者の地位を承継したときは、遅滞なく保健所にその旨を届け出る必要があります。（※令和5年12月13日以降の譲受到適用）

【届出に必要なもの】

○クリーニング所等営業承継届出書（譲受）（様式第3号の2）

○クリーニング所等営業事業譲受到係る業務状況調査票

○添付書類

- ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- ・ クリーニング所検査確認済証（後日、書換え済の検査確認済証を交付します。）
⇒クリーニング所検査確認済証を紛失している場合は、紛失届を添付する。

7. 相続による承継の届出

届出をしていた開設者（個人）が死亡し、その相続人が開設者の地位を承継したときは、遅滞なくその旨を保健所に届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○クリーニング所等営業承継届出書（相続）（様式第4号）

○添付書類

- ・ 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- ・ 相続人が2人以上ある場合には、相続人全員の同意書
- ・ クリーニング所検査確認済証（後日、書換え済の検査確認済証を交付します。）
⇒クリーニング所検査確認済証を紛失している場合は、紛失届を添付する。

8. 合併・分割による承継の届出

届出をしていた開設者の法人の合併又は分割により、開設者の地位の承継が行われたときは、地帯なくその旨を保健所に届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○クリーニング所等営業承継届出書（合併・分割）（様式第5号）

○添付書類

- ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書
- ・ クリーニング所検査確認済証（後日、書換え済の検査確認済証を交付します。）
⇒クリーニング所検査確認済証を紛失している場合は、紛失届を添付する。

9. 確認済証の再交付申請

検査確認済証を破損や紛失したときは、保健所に再交付申請を行えば、確認済証の再交付を受けることができます。（再交付手数料 490 円が必要です。）

【届出に必要なもの】

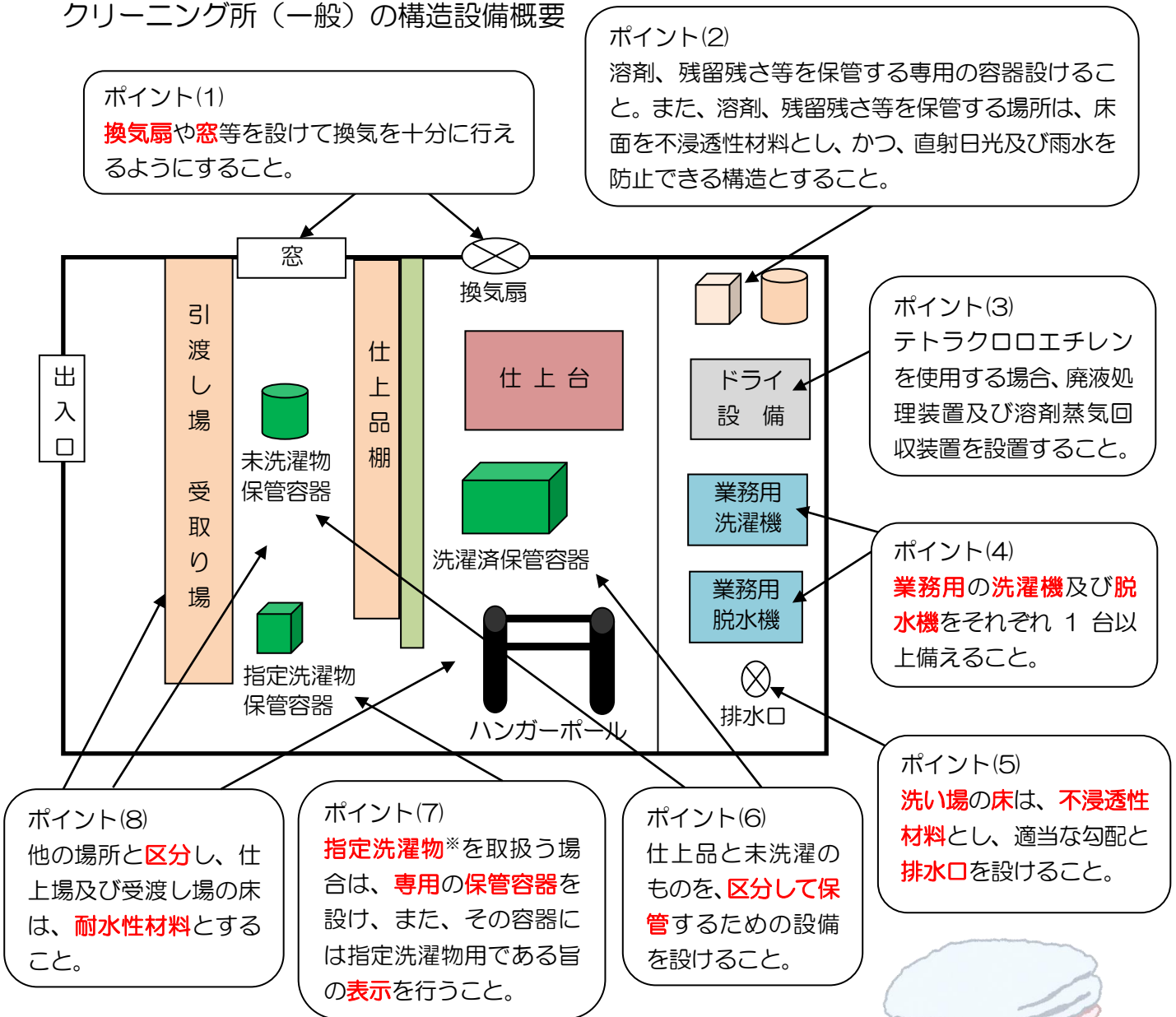
○クリーニング所検査確認済証再交付申請書（様式第7号）

○添付書類

- ・ クリーニング所検査確認済証を破損又は汚損した場合は、そのクリーニング所検査確認済証

クリーニング所の構造設備等について-レイアウト（例）-

クリーニング所（一般）の構造設備概要



※ 指定洗濯物について

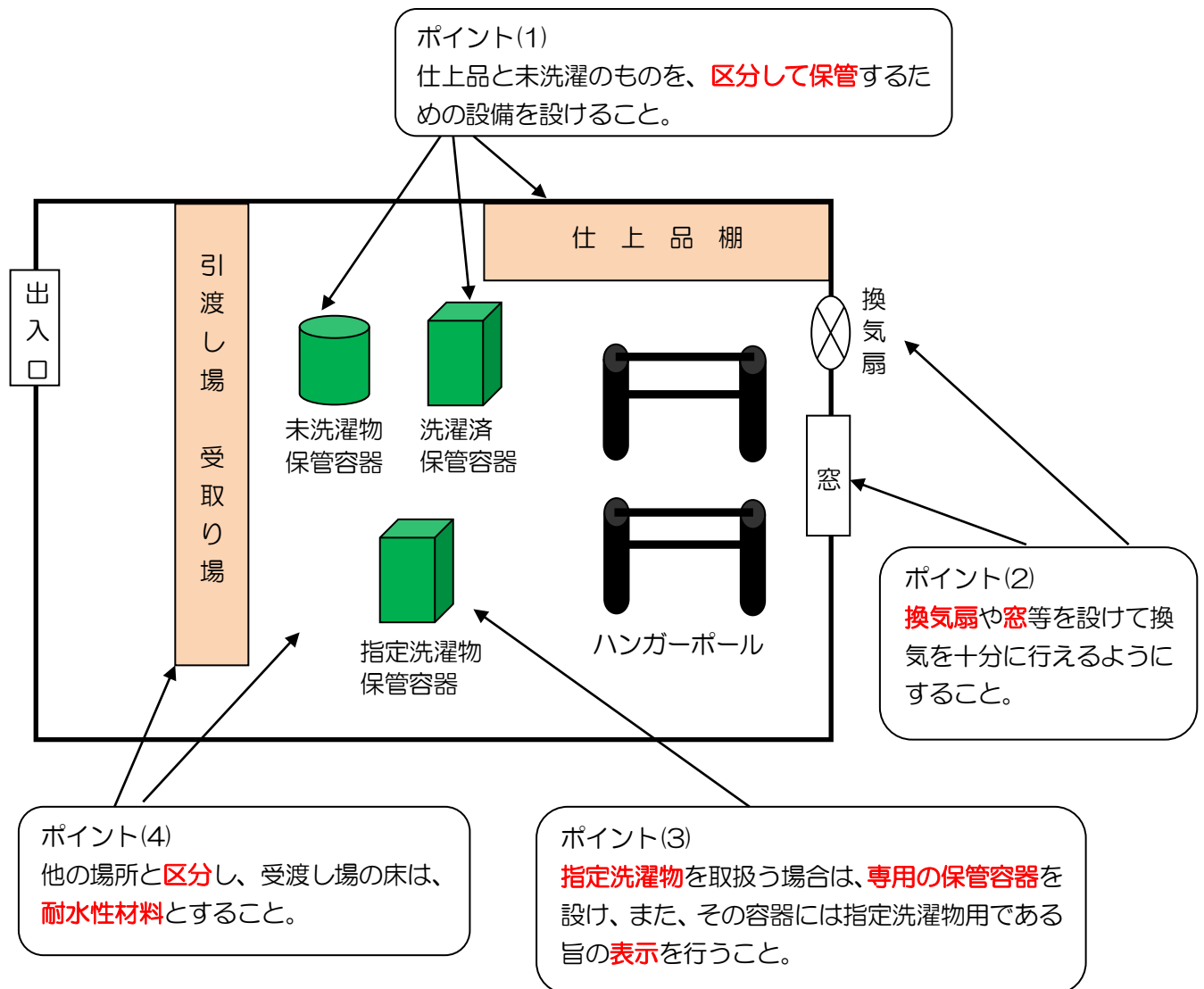
指定洗濯物とは、次のいずれかに該当するものであって、クリーニング業者に引き渡される前に消毒されていないものを指します。（クリーニング業法施行細則第 1 条）

なお、指定洗濯物は、洗濯前に消毒する必要がありますが、消毒効果を有する方法によって洗濯を行う場合は、消毒をしなくてもよいです。

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの。
- ② 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ③ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ④ 手拭い、タオルその他これらに類するもの
- ⑤ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他、これに類するもの

⇒消毒方法について、詳しくは「クリーニング所における衛生管理要領（昭和 57 年 3 月 31 日付環指第 48 号）」をご確認ください。

取次所の構造設備概要



○ 苦情の申出先の明示について

クリーニング業法第 1 条の 2 の規定により、クリーニング所においては、苦情の申出先となる**クリーニング所の名称、所在地及び電話番号**を**店頭**に掲示しておくとともに、洗濯物の受取等時に、これらの事項を記載した領収書等の**書面を配布**する必要があります。



衛生措置等の基準表

基準		一般	取次所	根拠
全体	施設及び車両並びに機械及び器具等を清潔に保つこと	○	○	法3-3-(1)
	居室その他の場所と区分し、かつ、洗濯物の処理を行う場所は他の用途に使用しないこと	○	○	条例2-1-(1)
	採光、照明及び換気を十分に行うこと	○	○	条例2-1-(3)
	クリーニング所及び洗濯物の収容容器は、随時消毒し、かつ、ねずみ族及び昆虫の防除を行うこと	○	○	条例2-1-(7)
	確認済証をクリーニング所内の見やすい場所に掲示するよう努めること	○	○	細則6-2
受取・引渡場所	洗濯又は仕上を終わったものと終わらないものに区分しておくこと	○	○	法3-3-(2)
	食品の販売、調理等を行う施設その他相互に汚染の可能性がある施設と同一の施設内に受渡し場を設ける場合は、境界に障壁等を設けること	○	○	条例2-1-(2)
	床は、耐水性材料を用いること	○	○	条例2-1-(4)
	洗濯又は仕上を終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること	○	○	条例2-1-(5)
	指定洗濯物を取扱う場合は、その旨を表示した専用の容器を備えること	○	○	条例2-1-(8)
洗濯場所	業務用洗濯機を1台以上備えること	○	—	法3-2
	業務用脱水機（脱水機の効用をも有する洗濯機も可）を1台以上備えること	○	—	法3-2
	洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること	○	—	法3-3-(3)
	洗場の床は、不浸透性材料で築造し、適当な勾配と排水口を設けること	○	—	法3-3-(4)
	指定洗濯物を洗濯するときは、その前に消毒すること（消毒の効果を有する洗濯方法による場合を除く）	○	—	法3-3-(5)
	溶剤、蒸留残さ物等は、専用の容器に保管すること	○	—	条例2-1-(9)ア
	溶剤、蒸留残さ物等を保管する場所は、床面に不浸透性材料を用い、かつ、直射日光を遮り、雨水侵入を防止できる構造であること	○	—	条例2-1-(9)イ
溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を設置すること	○	—	条例2-1-(9)ウ	
仕上場所	床は、耐水性材料を用いること	○	—	条例2-1-(4)
	仕上を終わった洗濯物は、専用の戸棚その他の容器に保管すること	○	—	条例2-1-(5)
	作業衣は、清潔なものを使用すること	○	—	条例2-1-(6)
従事者等	施設ごとに、1人以上のクリーニング師を置くこと	○	—	法4
	クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に研修を受けること	○	—	法8の2 規則10の2-1
	また、その後3年を超えない期間ごとに研修を受けること	○	—	規則10の2-2
	営業者は、営業開始から1年以内に、業務従事者の1/5人（端数切り上げ）に講習を受けさせること	○	○	法8の3 規則10の3-1
また、その後3年を超えない期間ごとに講習を受けさせること	○	○	規則10の3-2	

法：クリーニング業法

規則：クリーニング業法施行規則

クリーニング所開設届出書		年 月 日
（宛先） 大津市保健所長 住所 _____ 開設者 氏名 _____ 年 月 日生 （法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名） クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
クリーニング所	名 称	
	所 在 地	〒 _____ 電話（ ） -
管 理 人	氏 名	
	住 所	〒 _____
	生年月日	年 月 日
営 業 形 態	1 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所（以下「取次所」という。）で指定洗たく物を取り扱う。 2 取次所で指定洗たく物を取り扱わない。 3 取次所以外のクリーニング所で指定洗たく物を取り扱う。 4 取次所以外のクリーニング所で指定洗たく物を取り扱わない。	
従 事 す る ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 年 月 日
	登録番号	都道府県第 号 都道府県第 号
従 事 者 数	人	
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) クリーニング所の位置図、平面図及び設備の配置図
- (2) 取次所以外のクリーニング所にあつては、当該クリーニング所に従事するクリーニング師の免許証の写し

取次所の概要

取次所の面積			m ²
取次所の床材質			
洗たく物保管設備			
未洗たく物容器			
洗たくを行う クリーニング所	名 称		
	所 在 地		
	営業者住所		
	営業者氏名		
	確認番号		

クリーニング所の構造及び設備の概要

構 造		床の材質
洗 場	m ²	
乾 燥 場	有 ・ 無	
仕上作業室	有 ・ 無	
取 次 室	有 ・ 無	
設 備		台 数
洗たく機		台
脱水機		台
脱水機の効用ある洗たく機		台
仕上設備		台
使用する溶剤名		

指定洗たく物の取り扱い方

洗たく物の種類		
消 毒 方 法		
指定洗たく物容器	材 質	
	容 量	

別添 [クリーニング業法施行規則第 2 条関係]

他に開設しているクリーニング所または無店舗取次店

営 業 者 名

クリーニング所または無店舗取次店の数

年 月 日現在

(クリーニング所の場合) 名称および所在地 (無店舗取次店の場合) 名称および業務用車両の保管場所 および自動車登録番号もしくは車両 番号	区分	従事者数 (人)	クリーニング師の氏名
	クリーニング所 (処理) クリーニング所 (取次店) 無店舗取次店 (無店舗)		

備考 1 滋賀県内において営業しているクリーニング所等すべてを記載すること。

2 記載欄が不足する場合は、この用紙を複写して使用のこと。

<p>無店舗取次店営業届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大津市保健所長</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">営業者 氏名 _____</p> <p>(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">生年月日 (年 月 日生) 電話番号 ()</p> <p>無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
無店舗取次店の名称			
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所			
営業区域			
営業開始の予定年月日	年 月 日		
従事するクリーニング師	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	登録番号	都道府県第 号	都道府県第 号
従 事 者 数	人		
法第3条第3項第5号に規定する洗たく物の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 従事するクリーニング師の欄は、従事者中にクリーニング師がある場合に記載すること。

業務用車両の構造の概要

洗たく物保管設備		
未洗たく物保管設備		
洗たくを行う クリーニング所	名 称	
	所 在 地	
	営業者氏名	
	確 認 番 号	

法第3条第3項第5号に規定する洗たく物の取扱い

洗たく物の種類		
消 毒 方 法		
指定洗たく物容器	材 質	
	容 量	

様式第3号（第4条関係）

クリーニング所等（変更・廃止）届出書		受 付 欄
年 月 日		
（宛先） 大津市保健所長 クリーニング業法第5条第3項の規定により、次のとおり届け出 ます。		
届出者	ふ り が な 氏 名	
	住 所	〒 電話（ ） ー
クリーニング所又は 無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地又は無 店舗取次店の業務用車両の自動 車登録番号若しくは車両番号及 び車両の保管場所		〒 電話（ ） ー
クリーニング所の検査確認 年 月 日 及び 番 号		年 月 日 第 号
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
廃 止 年 月 日		年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類

(1) クリーニング所にあつては、クリーニング所検査確認済証

(2) 変更の場合は、変更内容を証する書類。ただし、取次所以外のクリーニング所にあつて、クリーニング師の採用等による変更を行う場合は、その者のクリーニング師免許証の写し

様式第3号の2（第5条関係）

<p style="text-align: center;">クリーニング所等営業承継届出書（譲受）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先） 大津市保健所長</p> <p>クリーニング業法第5条の3第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。</p>		受 付 欄
届出者 （譲受人）	<small>ふりがな</small> 氏名 生年月日（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	年 月 日生
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒 _____ 電話（ _____ ） _____
譲渡人	<small>ふりがな</small> 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒 _____
譲 渡 の 年 月 日		
<small>ふ り が な</small> クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		〒 _____ 電話（ _____ ） _____
クリーニング所の検査確認年 月 日 及び 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) クリーニング所にある場合は、クリーニング所検査確認済証

クリーニング所等営業事業譲受に係る業務状況調査票

(宛先)

年 月 日

大津市保健所長

次の営業施設に係る、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第8条第2項の規定に基づく業務状況に関する調査内容について、次のとおり報告します。

ふりがな 施設 の 名称		
施設 の 所在地		〒 電話 () -
検査確認年月日及び番号		年 月 日 第 号
譲受人	ふりがな 氏名 生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 電話 () -
譲渡人	ふりがな 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 電話 () -
譲 受 年 月 日		年 月 日
譲受に際する変更事項		施設構造：□変更なし□変更あり（添付：変更の内容を明らかにする書類） その他：(内容)
衛生管理や事業の方針		□変更なし □変更あり（変更内容：)
営業許可を受けた際の図面、その他書類の控え		□ 譲渡人から受け取り、適切に管理している
【以下保健所記載欄】		担当者氏名： (部署) 連絡先：
施設の同一性が認められないような大幅な増設、営業の種別の変更がないか		□ なし
→軽微な変更を行っている場合は、変更届を提出させる。		□ 提出済 □ 提出予定日 ()
譲受予定者による衛生管理や事業の方針が、衛生管理の確保に支障が生じない内容であることを確認したか		□ 確認した
事業譲受の手続き、営業の規定、衛生管理等に対する助言を行ったか		□ 行った
事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要であることを周知するとともに、生活衛生同業組合に関する情報提供を行ったか		□ 行った
<input type="checkbox"/> 当該事業譲受については、衛生管理が適切に行われている状況を確認したことから、実地検査不要と判断する。 <input type="checkbox"/> 当該事業譲受については、本調査だけでは衛生管理が適切に行われている状況が十分に確認できないことから、実地検査が必要であると判断する。 (実施検査予定日 年 月 日)		
年 月 日		大津市保健所 環境衛生監視員
【実地検査】	年 月 日	確認者 環境衛生監視員
指導事項等：		

様式第4号（第5条関係）

クリーニング所等営業承継届出書（相続） 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 クリーニング業法第5条の3第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
	被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人	ふ り が な 氏 名	
	住 所	
相 続 開 始 年 月 日		
ふ り が な クリーニング所又は無店 舗 取 次 店 の 名 称		
クリーニング所の所在地又は 無店舗取次店の業務用車両の 保管場所及び自動車登録番号 若しくは車両番号		〒 電話（ ） ー
クリーニング所の検査確認 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) クリーニング所にあつては、クリーニング所検査確認済証

営業者相続同意書

年 月 日

(宛先)
大津市保健所長

同意者 住 所

氏 名 _____

住 所

氏 名 _____

住 所

氏 名 _____

住 所

氏 名 _____

住 所

氏 名 _____

次のとおりクリーニング所営業の相続について同意します。

被相続人	住 所	
	氏 名	
営業者の地位を承継すべき相続人	住 所	
	氏 名	

注) 同意者氏名の部分は、営業者の地位を承継する者以外の相続人全員が記名すること。

様式第5号（第5条関係）

クリーニング所等営業承継届出書（合併・分割） 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 クリーニング業法第5条の3第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふ り が な 名 称 及 び 代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） -
合併により消滅した法人又は分割前の法人	ふ り が な 名 称 及 び 代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
合併又は分割の年月日		年 月 日
ふ り が な ク リ ー ニ ン グ 所 又 は 無 店 舗 取 次 店 の 名 称		
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		〒 電話（ ） -
クリーニング所の検査確認年月日及び番号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- (2) クリーニング所にあっては、クリーニング所検査確認済証

様式第7号（第7条関係）

<p>クリーニング所検査確認済証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大津市保健所長</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">開設者 氏名 _____ (法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)</p> <p>クリーニング所検査確認済証の再交付を受けたいので、大津市クリーニング業法施行細則第7条第1項の規定により申請します。</p>	
クリーニング所の名称	
クリーニング所の所在地	
検査確認番号	第 号
検査確認年月日	年 月 日
再交付申請の理由	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 検査確認済証を破損し、又は汚損した場合は、その検査確認済証を添付すること。

クリーニング所検査確認済証紛失届

開設者住所

開設者氏名

施設所在地

施設名称

私は、検査確認済証を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、検査確認済証を発見したときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

氏名

(宛先)
大津市保健所長